

円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書

株式会社 安心確認検査機構
(令和2年7月1日 一部修正)

1. 推進計画書の趣旨

本計画書は、「建築行政マネジメント計画策定指針の改定について（技術的助言）（令和2年2月5日付け国住指第3643号）」及び同計画策定指針に基づき、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取組み方針を定めるものとする。

2. 現状の分析等

(1) 審査に要する所要期間の把握・分析

法 第 6 条 第 1 項 の 区分	事前相談		確認申請受付から 確認済証交付までの期間	
			確認審査	
	日 数	実 審 査 日 数	標準審査日数	実 審 査 日 数
1号※	0	0	14	10
2・3号	0	0	21	17
4号	0	0	7	4

※ 構造計算書の添付を要しないものに限る。

(2) 審査に長期間を要している物件の把握・分析

審査に長期間を要している物件は見当たらないが、補正の指示後は隨時補正の状況を把握して適正な処理に努める。

(3) 確認審査の流れ（消防同意手続きを含む。）

審査後に補正があった場合、速やかに補正を求め的確な処理の実施に努める。消防同意案件についても同様に、補正後の申請書を以て消防同意を求めることとし、設計図書の整合性を図るものとする。

(4) 確認審査の体制

審査においては、①審査補助員による一次審査 ②適合判定資格者による二次審査 ③更に適合判定資格者による決裁審査を行う。なお、一次審査が適合判定資格者による場合には、適合判定資格者による決裁審査とし、常に複数の適合判定資格者が審査に従事することとする。

(5) 事前相談

建築確認を円滑に処理するため、申請者等からの求めに応じて、事前相談に応じることとする。

(6) 審査担当者会議

適合判定資格者による調整会議を定期的に開催し、建築基準法の適正な運用と建築確認審査業務の円滑化及び迅速化に努める。また、審査担当者の指摘事項のバラツキをなくすため内部における情報の共有化を図る。

3. 建築確認審査の迅速化の目標設定

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ的確な建築確認審査を実施することを目標とする。

確認検査業務の目標処理期間

- | | |
|------------------------------------|-----|
| ・法第6条第1項第1号建築物（構造計算書の添付を要しないものに限る） | 14日 |
| ・法第6条第1項第2. 3号建築物 | 21日 |
| ・法第6条第1項第4号建築物 | 7日 |

4. 建築確認審査の迅速化のための取組み

的確な確認審査を実施することを前提に、確認審査手続きの迅速化の取組み方針を以下のように定める。

(1) 確認申請受付時点でのチェック方法の徹底

確認申請の受付の時点で、①記載すべき事項が欠落していないか、②図書の整合性がとれているか、③法適合上、大きな問題がないか等をチェックシートにより確認する。

なお、以下のような確認図書は、適正なものとは認めないこととする。

- ・申請図書等に記載すべき事項が大幅に欠落しており、建築計画が確定していると認められないもの。
- ・設計図書の不整合が多数あり、審査の実施が困難なもの。

(2) 審査方法の改善

- ① 確認申請の受付後、意匠審査（設備審査共）、構造審査を並行して実施するなど、複数の担当者が同時に審査を行う。意匠審査においては、特に建築計画に大きく影響する集団規定などについて指摘が生じた場合には、速やかに、申請者等に対して補正等の指示を行う。
- ② 構造適合判定案件については、構造計算適合性判定機関との十分な調整や情報交換を行う。
- ③ 補正等の書面の交付を行う場合にあっては、相当の期限を定めて補正や追加説明書の提出を求めるものとする。相当の期限は、内容に応じて、概ね2週間以内の一定期間とする。その他の補正等の書面の交付、法定通知の方法、審査期間の考え方等については、「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」によるものとする。
- ④ 指摘事項について担当者によるバラツキが生じないよう、定期的に内部で情報を共有し、調整する。

(3) 審査体制の改善

円滑な確認審査を可能とするため、意匠審査、構造審査、設備審査を並行して審査を行うことができるよう、審査体制の充実について隨時検証する。

(4) 消防同意手続きの具体的方法の策定

消防同意についても、積極的に並行審査を行うこととし、所轄消防署と十分な調整や情報交換を行い、消防同意までの期間短縮及び設計図書の整合性を図る。

(5) 茨城県特定行政庁連絡協議会における意見交換の実施

茨城県特定行政庁連絡協議会等を通じて、県及び市特定行政庁との積極的な情報交換や意見交換を行い、円滑な確認審査に努める。

(6) その他確認審査手続きの迅速化のための取組みの実施

適合判定資格者が、物件毎の審査状況の進捗状況を把握し、目標を達成できるよう、必要に応じて審査体制や審査方法について随時改善を図るとともに、当該特定行政庁と十分な調整を図る。

5. 建築確認の審査過程のマネジメント

審査過程のマネジメントについて具体的な取り組み方針を以下のとおり定める。

(1) 物件毎の進捗管理

円滑な確認審査の推進のため、確認図書を受け付けた段階から、物件毎の審査状況の進捗を担当確認検査員が管理するものとする。審査に時間を要するものについては、その対応策を検討する。また、毎月、各物件の審査状況、平均総審査日数、平均実審査日数等を整理・把握し、審査体制や審査方法に改善の余地がないかについて検証を行う。

(2) 一般からの苦情を受け付ける窓口等の設置

審査に係る苦情の受け付けは随時行い、改善の余地等について検討する。

(3) 苦情窓口を通じた審査の指摘内容のバラツキ等の把握及び調整

寄せられた苦情については、社内において2週間に一度の頻度で整理し、担当役員の下に実態を把握し、必要に応じて、バラツキ是正等のための調整を行うものとする。

(4) 審査員への指導等の取組み方針

適合判定資格者が中心となり、審査担当者との審査方法に関する定期的な情報交換・意見交換の場を設ける。特に、審査に当たっての運用を明確にすべき事項については、積極的な意見交換を行う。また、審査担当者の審査技術の向上を図るために、積極的に研修会等に参加させる。

(5) その他審査バラツキ是正のための取組み

日本建築行政会議や茨城県建築行政連絡協議会を通じて、確認審査に当たっての運用の明確化を図る。

6. その他

(1) 設計者などとの意見交換の実施

必要に応じて、設計者（代理者）や県及び県民センター、市特定行政庁との意見交換を行う。